

令和元年六月

令和元年六月文京区議会定例議会議案

文
京
区

目次

議案第 三 号	文京区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	1 頁
議案第 四 号	文京区介護保険条例の一部を改正する条例	3 頁
議案第 五 号	文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	5 頁
議案第 六 号	建物の取得について	7 頁
議案第 七 号	文京区六義公園運動場管理事務所棟改築工事請負契約	9 頁

議案第三号

文京区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月七日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

文京区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年十月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「第一号のウ又は前号のイ若しくはウ」を「第一号ウ又は前号イ若しくはウの場合」に、「場合には」を「ときは」に改める。

第十四条の見出し中「利率」の下に「及び保証人」を加え、同条中「その利率を延滞の場合を除き年三パーセント」を「延滞の場合を除き、その利率を年三パーセント以内で規則で定める率」に改め、同条に次の二項を加える。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第九条の違約金を包含するものとする。

第十五条第一項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第三項中「、保証人」を削り、「令第八条から第十二条まで」を「及び令第八条から第十一条まで」に改める。

付則第二項中「。以下「平成二十三年特別令」という。」を削り、「第十四条の」を「第十四条第一項の」に、

「第十四条中」を「第十四条第一項中」に改め、「年三パーセント」の下に「以内で規則で定める率」を加える。
付則第三項中「及び保証人」及び「及び平成二十三年特別令第十四条第八項」を削る。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の文京区災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第十四条及び第十五条第三項の規定は、平成三十一年四月一日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(説 明)

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率に係る規定等を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四号

文京区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区介護保険条例の一部を改正する条例

文京区介護保険条例（平成十二年三月文京区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「から平成三十二年度まで」を「から令和二年度まで」に改め、同条第二項中「平成三十年から平成三十二年度までの各年度」を「令和元年度及び令和二年度」に、「三万二千五百円」を「二万七千円」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和二年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「二万七千円」とあるのは、「四万六千円」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和二年度における保険料率について準用する。この場合において、第二項中「二万七千円」とあるのは、「五万二千四百円」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の文京区介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第十条第二項から第四項までの規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成三十年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部改正に伴い、保険料の軽減措置を拡充するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第五号

文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年六月七日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十六年九月文京区条例第二十四号)
の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の
十九第一項の指定都市の長」を加える。

付則第三条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十三号)の一部改正に
伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第六号

建物の取得について

右の議案を提出する。

令和元年六月七日

提出者 文京区長 成澤 廣 修

建物の取得について

左記のとおり建物を取得する。

記

- 一 取得の目的 保育園用建物
- 二 建物の所在 東京都文京区水道二丁目九番六号
- 三 建物の面積 六五三・九三平方メートル
- 四 予定価格 金一億三千七百七十万円
- 五 相手方 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号
大和リース株式会社東京本店
本店長 森川年人

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第三条の規定により、本案を提出いたします。

議案第七号

文京区六義公園運動場管理事務所棟改築工事請負契約

右の議案を提出する。

令和元年六月七日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区六義公園運動場管理事務所棟改築工事請負契約

文京区六義公園運動場管理事務所棟改築工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区六義公園運動場管理事務所棟改築工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金一億九千八十五万円
- 四 契約の相手方 東京都文京区後楽一丁目一番十三号
株式会社小野組

代表取締役社長 小野敬語

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

一 工 期

契約締結の翌日から令和二年六月三十日まで

二 支出科目等

令和元年度 一般会計 総務費 施設管理費

令和二年度 債務負担行為

資源有効利用のため再生紙を使用しています。